

ヨーロッパ中・近世史におけるアルプス地域

― 山岳地方における社会・国家・コミュニケーション ―*

服 部 良 久

序

「国民国家史観」の克服・相対化の必要が主張されるようになって久しいが、19世紀の「国民国家」をフレームワークとしたヨーロッパ史とは異なる歴史像の構築をこころみるには、様々なアプローチがあり得る。そのひとつとして、人間の活動空間として様々な意味的まとまりを示す広狭の「地域」への着目がある。周知のようにヨーロッパ統合は、国家の中で独自の文化的伝統を持つ地域を活性化させ、他方では国境を越える広域的な枠組みでの経済や文化の交流を促そうとしている。このような国境に縛られない広狭の地域を対象とすることは、とりわけ国民国家の枠組みが存在しない、あるいは相対的に緩やかであった、ヨーロッパ中・近世史の特質を考えるための有益なアプローチである。¹⁾ 本稿でとりあげる「アルプス地域」は、一国家の枠でみればその一地域（しかも辺境の）であり、また全体としてみれば、複数の政治的領域が境を接する、密度の濃い境界地域でもあった。

本稿では中・近世における「アルプス地域」のいくつかの特質を論じることにより、ひとつの歴史空間としての「アルプス地域」の意義と研究課題を示そうとする。

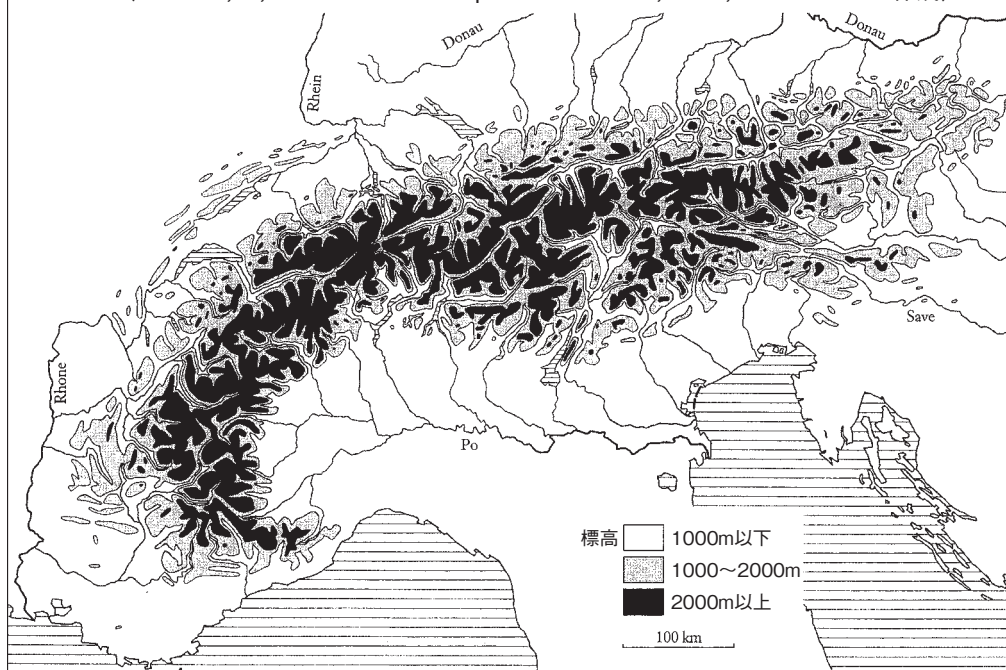
I 「アルプス地域」―ひとつの歴史的空間？―

(1) 「アルプス地域」像の変遷

「アルプス地域」はひとつの歴史的空間と見なしうるのだろうか。そうだとすれば

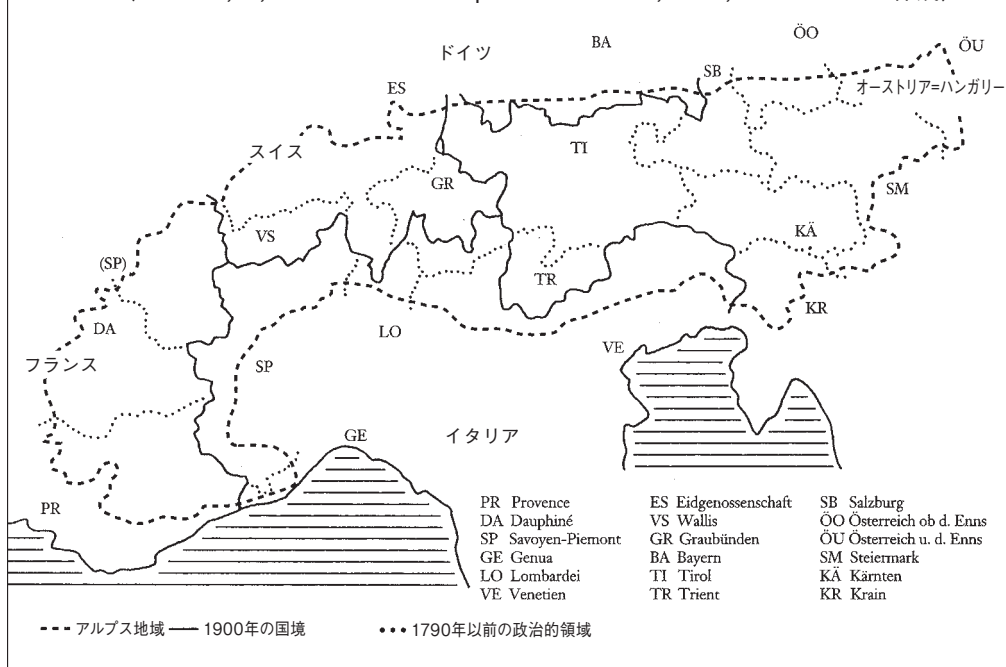
地図Ⅰ アルプス地域の地形

(Mathieu, J., Geschichte der Alpen 1500-1900, S.15, Karte1.1 より作成)



地図Ⅱ 1790 年以前及び 1900 年のアルプス地域の政治的領域

(Mathieu, J., Geschichte der Alpen 1500-1900, S.21, Karte1.2 より作成)



どのような意味においてだろうか。近年、『アルプスの農民—中世における山岳地方の共同体』を著したニコラス・カリエ、ファブリス・ムートンによれば、古くからヨーロッパの歴史家、知識人の間には、アルプスは歴史の外に置かれている、或いは、アルプスの住民は歴史を持つが受動的な傍観者に過ぎない、アルプスは歴史的行為者の通路に過ぎないといった先入観があった。²⁾ 1965年に刊行されたコンスタンツ中世史研究会の成果『中世ヨーロッパ史におけるアルプス』においても、その編者テオドーア・マイアは、オットー1世の皇帝戴冠以来、アルプスは皇帝権と教皇権を結合する重要な意義を有したが、中世後期の皇帝権の衰退と諸国家の併存体制は、アルプスの政治的意義を低下させたと述べ、第一に中世的世界における両権威（とりわけ皇帝権）の通過地域としての意義を指摘している。³⁾

しかし1960年代以後のアメリカを含めた人類学者のアルプス研究は、地域研究を中心に、アルプス固有の文化と社会の多面性を明らかにしつつある。ドイツ、オーストリア、スイスでは民俗学者が19世紀以来、フィールドワークを積み重ねてきたことも看過してはならない。⁴⁾ また1970年代以後のアルプス地域に関する歴史研究の成果は少なくないが、大半は各国に属すアルプスの一部地域の地方史研究であり、俯瞰的なエッセイを除けば、アルプス全体を射程に入れた総合的な研究は殆どない。

さらにフランス、イタリア、オーストリア、スイスにおけるアルプス地方の研究は、視点や関心方向が異なっているようにも思われる。フランスのアルプス西・南部の研究においては領主制、領域支配への関心が強く、オーストリア、スイスでは溪谷・山岳部の農民共同体、牧畜経営の歴史的、民俗学的な研究の蓄積が注目される。都市コムーネ研究の伝統を持つイタリアにおいても最近、ロンバルディア北部溪谷地方の様々な共同体への関心が高まっているようである。⁵⁾ そうした各国のアルプス地域史研究の相違は、対象の実態的多様性よりむしろ、各国の歴史研究の伝統から生じているようにも思われる。

周知のように現在、アルプスとその周辺地域では複数の国家が境を接している。これらの国々の間では、すでにヨーロッパ共同体 EC 時代から国境を越えた経済的、文化的交流を強化するプロジェクトが推進されていた。1991年11月にはドイツの環境相の提唱により、環境と開発の政策協調をめざす、8カ国の代表によるアルプス会議

がベルヒテスガーデン（ドイツ）にて開催された（ドイツ、フランス、イタリア、スイス、ユーゴ、或いはスロヴェニア、リヒテンシュタイン、オーストリア、後にモナコも加わる）。こうした会議・プロジェクトの憲章やプロトコルにおいてはしばしば、「アルプス」は均質な空間をなすという共通理解ないし理念が強調された。1974年のトレントのシンポジウム「アルプスの未来」のプロトコルには、「ヨーロッパの遺産（財産）としてのアルプスは自然的、歴史的、文化的、社会的な統一体を形成している。……アルプスは政治的には一体性をなさないにもかかわらず、人々の生活様式や活動は顕著な類似性を示している」と唱われている。⁶⁾ EUのもとで継続されるアルプス地域プロジェクトについて立ち入ることは控えるが、いずれにせよそのような政治的、経済的なプロジェクトにおいては、アルプス地域全体の密な相互交流・協力をめざすことから、この地域を同質的なひとつの空間と捉えようとする理念が戦略として唱われるのは当然のことかも知れない。

(2) 空間としての「アルプス地域」

ここで歴史的空間としてのアルプス地域の前提となる地理的範囲を、後述するヨン・マテューの定義にならって明らかにしておこう。すなわち、標高千メートル以上の山岳地域を基軸とし、周辺の山麓地域（標高数百～千メートル）を含む、フランス東南部のサヴォア、ドーフィネからスイス、オーストリアのティロル、ザルツブルク、ケルンテン、スロヴェニアに至る、長さ1200km、面積18万平方キロメートルの地域であり、そこでは現在、8カ国が国境を接している（地図Ⅰ、Ⅱ参照）。この定義ではドイツ（バイエルン）の南端、イタリアの北部はアルプス地域に含まれるが、スイスの北端部は含まれない。この地理的空間としてのアルプス地域には、近代国民国家の枠を外し、中世～近世初頭に遡れば、より多くの中小の政治的領域（領邦、都市国家、地域国家）がその内部に存在し、あるいはその境界領域をこの地域に有した。その主なものは、西からサヴォア（＝ピエモンテ）公領、ドーフィネ公領、スイス盟約者団、バイエルン大公領、ミラノ公国、ティロル伯領、トレント司教領、ザルツブルク大司教領、オーストリア、シュタイアマルク、ケルンテン、クライン大公領、ヴェ

ネツィア共和国などである。この空間における言語やエスニシティの多様性は言うまでもなく、社会構造、文化、経済（農業制度）においても均質的な地域であったとは決して言えない。それでもなおアルプス地域を、単なる山岳地域という地理的まとまりにとどまらず、ひとつの「歴史的空間」として捉えることに意味があるとすれば、それは何か。

ここでは前述のスイスの歴史家、ヨン・マテューの著書、『アルプスの歴史 1500-1900 年－環境・発展（開発）・社会－』に注目したい。⁷⁾ 本書は近世のアルプス地域全体を人口、農業（牧畜）、都市、環境と開発（発展）、領域・国家の形成と社会という諸項目にわたって比較考察する。本書序文にも言及されているように、マテューは執筆に際してフェルナン・ブローデルの『フェリーペ2世時代の地中海と地中海世界』（邦訳『地中海』）を意識している。ブローデルは邦訳『地中海 I 環境の役割』の第1章を、地中海世界をとりまく山岳地域の叙述から始めている。そこではブローデルは、山々が地中海空間の「骨格」をなしていると述べるのだが、同時に山岳世界を人口密度が希薄で、不完全な文明と考える。⁸⁾ マテューによれば、ブローデルは総じて山岳地域をその内側からではなく外側から見ており、それゆえ山岳地域は平野部・都市で生み出された文化から隔てられた世界だという理解になる。ブローデルにおいては環境が人間の活動を規定するという見方が強く、人間活動が環境に与える影響は軽視されているというのである。⁹⁾ しかしブローデルはまたアルプス山脈を、「その資源、集団的規律、そこに住む人間の特性、大きな街道が数多いという点で例外的な山なのだ」と述べ、他方で「ひとが地中海の山々について語るときに参照しなければならないのはアルプス山脈ではなく、むしろピレネー山脈である。ピレネー山脈の暴力的な歴史であり、またピレネー山脈の原始的な残虐さである。…」とも述べる。¹⁰⁾ この対照性は何を意味するのだろうか。後に考えてみたい。

さてマテュー自身は、人口動態や農業景気などの統計データを用いてアルプス地域の動態的な歴史像の構築をめざす。そこから、マテューの挙げた上述の項目についても、アルプス地域内の差異が明らかになるのだが、マテューは域内の農業経営、領主制、領域と国家などに関して、総じて南北以上に東西の差異が大きいことを繰り返し指摘している。しかしマテューの著書は全体として、山岳地理的な条件（環境）を前

提に、人口動態と農業に重点を置き、権力構造や政治・国家組織に及ぶアルプス各地域の特色を点描するマクロな比較史的エッセイにとどまっている。それはアルプス地域史研究の射程をあらためて認識させる有益な叙述ではあるが、マテューには、人間の活動の交流・交渉・相互影響という意味でのインタラクシオンへの視点が希薄であると言わざるを得ない。

前述のとおり中・近世のアルプス地域は、十数の自立的領域が境を接していたように、境界の密度が高く、様々な出自の人間（集団）が隣接、接触、移動し、また争い、同盟し、相互に影響し合う多言語、多文化地域であった。当然ながらそのようなアルプス地域内の諸領域・集団の交流・交渉・相互影響は、さらにその背後（南北）に広がるヨーロッパ世界の政治、経済、文化と密接に関わっていた。「峠国家 Passstaat」という表現もあるように、アルプス地域がヨーロッパ史における政治・文化・経済の通過地帯であったことは自明だが、同時にアルプス地域内外の、そしてヨーロッパ南北・東西の多様な文化が接触する空間でもあったことを看過してはならない。

このような意味での歴史的空間であるアルプスを対象として、その一部を自国（地域）史として研究してきた各国の歴史家が、そうした国民史的ヒストリオグラフィの成果と問題点を検証するための共通の議論を行うならば、アルプス地域史は、歴史学の方法のためにも貢献しうるというマテューの指摘は至言である。¹¹⁾

マテューのアルプス地域史研究のもう一つの問題点は、広くアルプス地域の特色とあってよい、村、溪谷共同体など、自律性が強く、かつ領域支配や国家の基盤をも形成するローカル・コミュニティの重要性が十分に認識されていないことである。

筆者はアルプス中東部、ハプスブルク支配下の領邦ティロルを中心にローカル・コミュニティ間の紛争解決や、地域社会の秩序と国家の相互関係を、政治的コミュニケーション・プロセスとして明らかにしようとする研究を行ってきた。¹²⁾ そのささやかな成果を前提として本稿では、越境と交流という点をも含めてもう少し広い視点から、アルプス地域史研究の課題を考えてみたい。但し本稿ではなおティロル以西のアルプス地域の農村社会を中心に、幾つかの論点と具体的事例を示すにとどめる。

II 農民の武装・暴力・紛争

(1) アルプス農民の武装と軍役

筆者がこれまでアルプス地方、ティロルの農村社会を研究対象として取り上げたのは、拙著でも述べたように、「農民（村落）の武装、紛争と暴力」という、すでに日本中世史ではよく知られた問題が、ヨーロッパ中・近世史にも新たな解釈を加える手がかりになると考えたからであった。藤木久志氏らの研究によって知られるように、日本の中世、戦国時代における入会（山野河海）をめぐる村落間紛争は、ときには武器を用いた「村の合戦」へとエスカレートし、多数の犠牲者を出すことも稀ではなかった。¹⁾ ヨーロッパ史では従来、農民の武装（武器所有・携行・使用）や農民間、村落間の武装暴力に着目した研究はごく稀であり、また日本では殆ど注目されることはなかった。ではこの問題とアルプス地域はどのように関わるのか。

アルプス地方の農民は、自由と名誉を尊び、戦士の気風に富むという漠然とした理解は啓蒙期の知識人のみならず、19世紀以後の歴史学、民俗学を長く支配した伝統であったといってよい。こうした理解はスイス史家のハンス・ヴァッカーナーゲルやティロル史家、ヘルマン・ヴォプフナー、オットー・シュトルツなど20世紀初めから大戦間期に活躍した歴史家たちにも継承されている。ティロル農民の武装の自由 *Waffenfreiheit* はティロルの自由の本質的要素だったというのである。²⁾ たしかにサヴォア、ドーフィネ、スイス、ティロルなどアルプス西部、中部の農民は武器・武具を家屋敷とともに所有・相続し、(裁判)集会や祝祭の場に武器を携行する習慣があったことは、農村慣習法（ヴァイステューマー）や領邦令からも確認される。³⁾ ハプスブルクの騎兵軍を幾度も撃破したスイス農民は、他方でフランス絶対王政を支え続けた傭兵の供給源でもあり、ティロル農民もまた中・近世を通じて領邦防衛の軍役を負い、イタリアの都市国家・君主国への傭兵の供給源でもあった。彼らが歩兵として刀剣・弓・槍・鉄砲などの武器使用に長じていたことは、明らかである。それは中世末～近世の戦闘における射手（*Schütze*）や長槍兵としての歩兵の意義の高まりと対応している。

ティロルを戦略的拠点として、また軍事力と軍資金の供給地として重視した皇帝マクシミリアン 1 世が、1511 年にティロルのシュテンデとの合意により公布したラント・リベル（領邦特許文書）は、領邦の対外危機・防衛戦争の規模・必要度に対応した領邦全体の召集兵員数や地域ごとの割り当てを定め、近世を通じて領邦軍制の基礎となった。しかし農民の軍役は常に領邦全体の防衛を前提とするのではなく、溪谷を単位とする農民の生活圏（＝放牧地域）でもあるラント裁判区（場合によってはその複数）を、その住民から召集される兵員で防衛することが基本原則であった。こうした裁判区の召集兵員では不十分の場合には、近隣の裁判区からも動員された。また戦いが長期化する場合、領邦政府はそのための武器を農民に供与することが求められた。このように、スイスのみならず領邦が確立されたティロルにおいても、住民自身の生活地域・郷土を守るといふ、地域に密着した軍役の原則が存在したのである。⁴⁾ といえ実際にはティロル農民は領邦防衛のみならず、マクシミリアン時代にはスイス盟約者団やイタリアへの遠征にも動員され、そのために様々な特権を承認されてもいた。農民戦争の時期にはティロルの領邦政府は農民の武器、とりわけ銃砲を農民の手から政府に寄託させ、政府が管理することをも企てたが、各裁判区の役人は、むしろそのように農民を丸腰にするような措置が、外敵（スイスやヴェネツィア勢力など）の侵入に対する緊急の対応を不可能にし、また農民自身の反発を強めるであろうと述べて異議を呈している。農民の武装能力が領邦にとってなお不可欠であったことを示す「現場」の認識として興味深い。このような農民の武装と軍事能力は、ティロル社会においてどのような意味を持っていたのだろうか。

周知のようにティロルではラント裁判区の農村住民の代表が領邦議会に出席し、貴族と同等の発言力を持った。ティロル史の大家、オットー・シュトルツは、ティロル農民の軍事・武装能力はその民族的特質であり、農民としての恵まれた経済基盤、彼らの領邦議会身分（ラントシャフト）と不可分の関係にあったと考えた。シュトルツの弟子フランツ・フーターは農民の軍事能力がその政治的地位を強化したのだと述べ、より明確な因果関係を考えた。⁵⁾ しかし両者を因果関係において捉えるより、そのような農民の軍事的、政治的役割の双方の基盤ないし前提として、先に述べたように、地域社会の秩序（ローカル・コミュニティのコミュニケーション）と近世国家の相互

(依存) 関係を考えるべきであろう。

(2) アルプス農民の紛争と武装暴力

アルプス農民が武器を所有していたとすれば、彼らは君主や国家の軍事動員以外には、武器を使用しなかったのだろうか。武器は一種の威信財であり、その所有・武器携行が屋敷持ち農民(Hofbauern)の名誉＝社会的地位と密接に結びついていたことは明らかである。

また先に述べたスイス、ティロル農民史研究の大家たちの理解では、このような農民は騎士と同様に、敵対宣告 Absage をともなうフェーデ的な行為をも行っていた。このような農民のフェーデ慣行については、拙著で明らかにしたように、農村慣習法や領邦令から、また稀には裁判記録から窺い知ることができる。ともあれ中・近世のアルプス農村社会では、名誉の絡む暴力的行為が頻繁に生じていたことは否定できない。⁶⁾

では村落間の紛争において農民はどのように行動したのか。筆者の関心は、農民個人の間の暴力・紛争とともに、日本の「村の合戦」のような村落（共同体）間の紛争が、如何なる原因で生じ、どのように展開し、如何にして収拾されたのかを明らかにすることであった。そのような村落間紛争に関する史料は、管見の限り中・近世のアルプス地域（および後述のピレネー地方）に集中しているようである。アルプス地域において村落（ないし様々な共同体）間紛争が繰り返される原因は、日本中世の入会（山野河海）紛争と同様、山の放牧地（アルプ、アルム）、森林などの共有資源の利用をめぐる争いにあった。拙著で述べたように、ティロルの各共同体に伝来する中・近世の文書群（Gemeindearchiv）から、主として溪谷共同体内の村落（散居集落）の間で、放牧地、森林や牧草地の利用、占有、境界をめぐる争いが頻発していたことがわかる。元来、溪谷上部の台地（テラス）や斜面に散在する放牧地は、溪谷内の村落によって夏の間の放牧のために共同利用されたが、実際の放牧においては村落間の争いが絶えなかった。放牧地が村落間で分割された後も、その境界をめぐる紛争は頻発し、その収拾は困難を極めた。⁷⁾

このような紛争は後で述べるように、アルプス西部（サヴォア、プロヴァンス、ドーフィネ）、スイス、ロンバルディア北部の溪谷地方からティロルにかけて広く見られた。12、13世紀、そして15、16世紀の人口増と食糧需要の増大、牧畜の集約化のなかで、限られた、しかも元来所有権の不明確なコモンズである放牧地や森林の用益をめぐって村落間、場合によってはより広い溪谷共同体間の争いが頻発したことは容易に理解できる。しかし少なくともティロル地方においては、そのような紛争が武装暴力をとともなう「村の合戦」（村落間フェーデ）の様相を呈することは殆どなかった。村落間紛争は形式的には溪谷を枠組みとするラント裁判において、実質的には紛争当事者村落に、同じ溪谷共同体の近隣村落が加わって仲裁（調停）の交渉を重ねることにより、解決された。このような、繰り返される紛争・紛争解決における農民（共同体）間のコミュニケーションは、溪谷共同体（ラント裁判区）のアイデンティティと政治的意思形成（領邦議会における君主との交渉、領邦改革へのイニシアティヴ）の基盤になったと考えられる。

(3) アルプス西南部とピレネーの紛争

アルプス西南部のサヴォア（ピエモンテ、アオスタ溪谷を含む）、ドーフィネにおいては12世紀～14世紀に、溪谷の村落共同体間で、さらには村落と修道院領主（シャルトルーズ会やシトー派が代表的）の間で放牧地をめぐる争いが頻発していた。ファブリス・ムートンによれば、そのような紛争においては、放牧地の所有権や用益権をアピールするための儀礼的、象徴的な行為をとともなう実力行使が行われた。すなわち、自分たちの放牧地に入った相手側の農民を追い出す、あるいは拘束する、また家畜を差し押さえて村民が皆で食べるなどの、コントロールされた慣習的暴力が紛争行動の中心を占め、武器を用い、傷害、殺害に至るような暴力は稀であった。こうした争いの多くは、司教や領主、公証人、その他の人々が加わった調停交渉により解決され、和解文書が作成された。ムートンによれば、放牧地紛争は、フェーデと同じ方法で処理されたのである。⁸⁾ しかし、後にスイス盟約者団に加入するその東南部（上ライン溪谷地方）のグラウビュンデンと、ロンバルディア北部のティチーノ溪谷の境界地域

における溪谷村落間の放牧地争いは、13世紀初の史料では武器や石を用いた戦いとなり、犠牲者が出ることもあった。⁹⁾

さらに、アルプス以外にも、同様にヨーロッパの本格的な山岳地方であるピレネーの西部、ベアルン、ビゴール、ナヴァラ、アラゴンの境界地域の放牧地争いでは、住民は強い結束と自治権を持つ溪谷共同体を単位として一種の軍隊を組織し、相互に放火、略奪から、ときには殺害にも至るフェーデ的暴力を繰り返した。しかしピレネーの紛争もその都度、当事者や仲介人の交渉と和解により収拾されたことが、この地方に伝来する独特の和解契約文書から知られる。またジャン＝ピエール・バラケ、クリスティアン・デブラのピレネー西部の研究、そして前掲のファブリス・ムートンらのアルプス西南部の研究は、一見無統制のような暴力も、有利な和解に導くための、統制された戦略的な手段であり、交渉と和解の確認もまたシンボリックな儀礼的行為を通じて行われたことを示している。¹⁰⁾ ピレネー西部におけるこのような、近代国民国家の視点から言えば国境を越える紛争は、当時にあつては単に、峠を挟んで隣接する共同体間の争いと交渉・和解のコミュニケーションとして、この地方の日常を構成していたのである。

以上のような、同様な武装能力と紛争ポテンシャルをもつ山岳農村社会において、実際の紛争における武器使用や暴力の明らかな相違は、どのように説明されるのだろうか。当然ながら、紛争地域が置かれていた政治、社会、法的条件の相違が問われねばならないのだが、ここでは簡単に見通しを述べておこう。ティロルでは紛争の舞台である溪谷共同体は、固有の慣習法をもつ牧畜農民の自治的生活圏であり、領邦統治、司法、軍政の基盤をなすラント裁判区でもあった。移動と放牧において接触することの多い溪谷内の村々は、紛争に陥った村落間の調停に協力するネットワークを形成し、このような自律的な地域秩序と領邦国制（司法）の結合が紛争における実力行使を自己抑制させたのではないだろうか。

他方、ムートンが考察した中世盛期のアルプス西南部では、村落共同体、溪谷共同体は領主（修道院が多い）所領の枠組みに規定され、国家的権力の保護や、共同体相互の結びつき、コミュニケーションが弱かった。14世紀以後には領邦支配（サヴォア伯などによる）が強化され、紛争仲裁・裁判をも含めて、国家の共同体への影響力

が強まるのだが、この点は本稿のⅣにおいて述べることにする。また西ピレネー地方では、中世後期にはベアルン副伯の裁判権の下にあり、近世の国王政府はしばしばベアルンの溪谷共同体住民に、武装禁止を命じたが、溪谷住民はスペインに対する辺境防衛を根拠に武装と自治特権の維持を主張した。フランス絶対王政の下でも、山岳農民の武装と（儀礼的性格を持つにせよ）暴力は革命期まで続いた。

共同体間紛争の展開とその収拾は、単純に国家権力と司法制度の発達に規定されたのではなく、伝統的な自律的秩序を持つ地域社会（共同体）が、形成期の近世国家とどのように結びつくかによって異なった様相を呈したのではないだろうか。この点も本稿Ⅳで再度ふれるが、いずれにせよ、農民の武装、軍事奉仕、フェーデ的行為は、おそらくアルプス、山岳地方に固有の現象とは言えないだろう。近年の研究成果に照らせば、ヨーロッパの近世を通じて、おそらく絶対王政にせよ領邦や都市国家にせよ、地域社会の武装解除を貫徹することは不可能であり、地方の治安や国境地域の防衛の必要から、むしろ農民・地域住民の一定の武器所有は、容認ないし推奨されていたと考えてよい。そのなかでアルプス地域の特質は、村落、地域共同体間の紛争の頻発と、その解決の多様なプロセスにあり、そのような地域・農村社会のコミュニケーションのあり方はまた、アルプス地域の国家と社会の関係と密接に関連していたのである。

Ⅲ 「アルプス（農民）の自由」

(1) 啓蒙期～近代におけるアルプスの表象

農民の武器所有・携行は、広い意味での「アルプス農民の自由」に関わる。前述のように「自由で戦士的な気風をもつアルプスの牧畜農民」という常套句は、とくにスイス農民のアイデンティティとして語られることが多い。16世紀のグラールス（スイス）の人文主義者、アエギディウス・チュディの『スイス年代記』は、古代のヘルウェーティー族に由来する「スイス人の自由と高貴さ」を賞揚した。¹⁾ しかし「アルプスの自由」の観念が広がるのは、封建的な制度・慣習を批判する啓蒙時代～フランス革命期の知識人の言説によるところが大きい。また近世、とくに18世紀のスイス

は多くの知識人が輩出し、他国から文豪、哲学者が訪れ、執筆活動を行い、「文芸共和国」の一翼を担った。²⁾ ジュネーヴ出身のルソーは、サヴォア王国のシャンプレで執筆した『人間不平等起源論』の冒頭に「ジュネーヴ共和国にささぐ」なる一文を置き、自由と自治を守ってきたこの都市共和国（邦）の理性と叡智を讃えた。ルソーはまた『新エロイズ』その他の作品でも、文明の対極としてアルプスの田園生活を描いている。ゲーテの旅行記『スイスだより』も、人々のアルプス地方に対する関心を強めた。³⁾ 1792年にはパリの国民公会である議員は、自然と結びついたサヴォアの人々は、山岳地域の人々が真に自由の人である生き証人である、と述べた。⁴⁾ このような（平地の）都市文明や封建制を批判するための理想モデルとしての「アルプスの自由」は、そうした政治的、思想史的コンテクストから離れてなお、今日まで歴史家の叙述に現れる。ブローデルもまた「山岳住民の自由」について、山岳地帯では封建制度が不完全にしか実現されず、山は自由、デモクラシー、農民「共和国」の避難所であるとし、こうした山岳住民の自由は近代行政の重圧にもかかわらず現在まで根強く残っていると述べる。⁵⁾

(2) スイス史における「自由」「民主主義」

たしかにアルプスやピレネーなど山岳・渓谷地方では、強力な封建領主制（一円的城主支配のような）の形成が困難であり、そのため農民は相対的に恵まれた地位にあったこと、村や渓谷を単位とする共同体が平地以上に大きな自治権を享受していたことは、多くの歴史家の共通認識になっている。しかしそのような「アルプス（農民）の自由」は、スイス盟約者団の歴史が与えるイメージ、しかも少なからず現実から乖離した理想・理念の影響が生み出す歴史像でもある。現代スイスの直接民主制を、ブリックレが「共同体・同盟的国制」と表現した中・近世のスイス盟約者団の国制に直結させるのは、たしかに問題なしとはしない。⁶⁾ スイスの直接民主制を草創期の盟約者団に遡及させるのは、「代官殺しの英雄ヴィルヘルム・テル」を生み出した近代スイスの国民イデオロギーの影響とも言える。黒澤隆文氏が述べるように、近年では、スイスの民主制を、革命時代のフランスの圧力により成立した「ヘルヴェティア共和国」と、

人民主権と代議制民主主義を定めたその憲法草案に求めようとする研究もある。⁷⁾

スイス盟約者団の成立史、とりわけその初期史についても、ヴィルヘルム・テルの英雄伝説とも密接に関連するような、ハプスブルクの圧政から自分たちの自由と自立を守るために、いわゆる原初（森林）三邦の農民たちが 1291 年に「永久同盟」を結成したという伝統的解釈に対し、いくつかの修正解釈や異論が出されて久しい。たとえば永久同盟を、対ハプスブルク同盟としてではなく、第一にこれを地域の治安・平和を維持するためのラント平和 Landfriede を目的とする同盟と考える解釈の方が説得的であるように思われる。またロガー・ザプロニアはその近著『盟約者のない創立期—1300 年頃の内スイスにおける政治と社会』において、国家創世文書として「神聖視」されてきた同盟文書の成立年を 1309 年と修正したうえで、同盟形成において国王代官（Pfleger ないし Landvogt）たる貴族など在地貴族家門が与えた影響や政治的役割を重視している。⁸⁾ 農村邦に対して、14 世紀以後増加する都市邦はいずれも、広大な農村領域と農民を支配する都市国家であったこと、また盟約者団を形成する自立的な都市・農村各邦においては、貴族をも含む有力者、名望家の寡頭制が顕著であったこともよく知られている。とはいえ、フランス革命以後、19 世紀の近代的連邦国家への歩みを経てなお維持され今日に至る、スイス各州（カントン）の中での「住民ゲマインデ」自治、「人民投票の優位」等に見られる参加型の民主主義と顕著な分権制には、やはり中・近世の「共同体・同盟的国制」の伝統が根付いていると言ってよいだろう。⁹⁾

(3) ティロル農民の「自由」

ティロル史における農民の自由、農民文化の伝統は、今日までのティロル経済史、国制史研究の基盤を固めた、大戦間期のインスブルック大学の歴史家、ヘルマン・ヴォプフナーやオットー・シュトルツらにとって特別の意味を持っていた。¹⁰⁾ 第一次大戦後にイタリアへの割譲により喪失した、ブレンナー峠以南の南ティロルの回復を願い求める心情、あるいは運動は、大戦間期、さらに第二次大戦後のオーストリア、(南北)ティロルにおいても途絶えることはなかった。ティロル史の大家たちは、南北ティロ

ルの文化・社会のドイツ的、農民的本質、ラントの一体性、ティロル農民の自己決定権（政治的自由）などを強調した。少しく単純化すれば、農民は民族＝フォルクと同一視され、ティロルは、ユダヤ・スラヴ的文化に支配されたヴィーンとは異なる健全な農民的文化を持つのだと考えられた。このような思考は大ドイツ主義的、ナチ的な思想に近いものであり、実際、インスブルック大学はアンシュルス運動の中心となった。また第二次大戦中にインスブルック大学学長の職にあったティロル史家、ハロルト・シュタイナッカーはナチのSA（突撃隊）に属していたのである。

このようなティロル史研究における「農民イデオロギー」の問題を鋭く指摘したのは、アメリカの歴史家、ローレンス・コールであった。¹¹⁾ コールの叙述にはいささか行き過ぎた誇張があると言わねばならないが、一般にティロル史叙述において、なおこのような農民イデオロギーの影響が強いことは、2009年にはアンドレアス・ホーファー（1809年にナポレオン・バイエルン軍のティロル占領に対して蜂起した農民軍の指導者。彼自身は居酒屋・家畜商人）の英雄的蜂起後200周年を記念する書物が、子供向け絵本から専門書に至るまで多数刊行されたことからわかる。

(4) 「アルプスの自由」

中・近世における「アルプスの自由」とは、啓蒙時代、ロマン主義の理念、そして19世紀以後のナショナリズムを過去に投影した理解であるという一面は否定できない。しかし筆者は、このことをふまえたうえでなお農民の「自由」は、アルプス中央部の社会と国家の特質を認識するためには看過できないと考える。無論、中・近世におけるアルプス農民の「自由」とは、近代市民社会の個人の自由とは異なるものであり、また必ずしも農民社会の平等を前提としていなかったことも自明である。したがって農民の「自由」の歴史的意味を明らかにするには、先に述べた農民の武装権と同様に、アルプスの東西、南北の諸地域の、異なる政治構造・社会構造のなかで、農民（あるいはシュテンデ）が主張し、また要求の根拠とされた「自由」が、どのような意味・内容・機能を有したのかを考える必要がある。具体的な課題としては、たとえば前述の、ティロルのラントリベル、そしてアルプス西南部、サヴォアのフランシーズと称する

特許状のような共同体と国家（君主）の相互の義務と権利を定めた文書の中で、山岳農民共同体の特権としての自由が持つ意味を、平地社会の類似の特権文書（支配契約など）と比較しつつ考察することである。¹²⁾

IV アルプス地域の共同体と国家

(1) アルプス地域の国家と社会

アルプスの中央部、スイス盟約者団から、東部のティロル、ザルツブルクにかけての地域では、村落（ないし散居集落）や、複数の集落を含む溪谷共同体のようなコミュニティが、溪谷内に散在する放牧地（アルプ・アルム）や森林を共同利用・管理する経済団体としてのみならず、教区・ラント裁判区・徴税と軍役、そして領邦議会への代表派遣の地区単位でもあり、地域自治と領邦（ないしスイスの邦＝カントン）の行・財・軍政の基盤でもあった。こうした山岳農民の地域共同体の制度的な特色や国家的機能については、かつてブリックレが包括的に論じ、また日本でもスイスについては森田安一、踊共二氏らにより紹介され、ティロルについては拙著で述べたので、ここでは立ち入らない。¹⁾

アルプス地域の着目すべき特質は、共同体の自治・自律性が顕著であったことのみならず、社会（＝地域共同体とその集合）と国家（邦）の密なコミュニケーション、ないしインタラクションが展開したという点にある。こうした相互関係は地域と状況に応じて多様なかたちで現れる。周知のように両者の相互交渉の回路が制度化された議会・集会で行われるケースとして、スイスの住民集会 Tagsatzung、農民代表が参加するティロル、ザルツブルク大司教領の領邦議会がある。ティロルではラント裁判区代表（農民）、都市代表、聖職者、貴族が議会に出席したが、議会におけるラント裁判区と都市の代表は、個人で出席権を持つ貴族に対し、数的に劣らない集団をなしていた。ティロルでは、これら議会諸身分（団体）＝シュテンデの要望や同意によって、多くの領邦令や様々な立法措置がとられた。君主、政府は課税や軍役のみならず、

新たな法令施行に際しては、議会においてシュテンデの同意を得なければならなかったのである。

またティロルにおける地域社会と君主・政府の交渉は議会のみならず、ラント裁判区から領邦政府への苦情書提出や、これに対する領邦政府からの（役人、特任官＝コミサールの派遣による）地域の事情調査、それに基づく指示、命令などの、より密接なインタラクションも見られた。皇帝マクシミリアン1世は前述のように、スイスやヴェネツィア、バイエルンに対する戦略的拠点にして兵力徴収と徴税のための要地でもあった領邦ティロルを重視し、インスブルックに宮廷を営んだのみならず、この領邦に対して様々な行財政改革や刑事裁判の改革を試みた。しかし新たな刑事裁判令に対して、シュテンデは政府に苦情書を提出し、伝統的な地域の慣習にそぐわないと主張して抵抗したので、領邦政府は法律家を議会に送って、その必要性、意義をシュテンデに説明しなければならなかった。同様な交渉のプロセスは、住民の樹木伐採を制限する領邦政府の森林令の施行に際しても見られる。²⁾

法令の制定、課税、軍役召集の過程における君主・政府と議会・地方共同体との間のインテンシヴな交渉と調整は、近年のポリツァイ研究において詳細に明らかにされつつある。³⁾ ティロルでは、ローカル・コミュニティが、その代表を派遣する領邦議会というパブリックな場、および領邦政府への苦情・請願と政府の措置という直接的なパイプの双方の回路で、この交渉と合意のコミュニケーション・プロセスが展開したことに特色があると言えよう。これに対して、アルプス地域でも、その東端部であるオーストリア諸邦（オーストリア、シュタイアマルク、ケルンテン大公領）では村落共同体は、個々の領主（グルントヘルシャフト）に支配され、領邦貴族＝在地領主たちはいわば、君主（オーストリア大公）と農村共同体の間に介在する絶縁盤をなしていたのである。

(2) アルプス西南部の共同体・領主・国家

アルプス西南部、サヴォア＝ピエモンテ、ドーフィネ、プロヴァンスの農民共同体の形成、発展については近年のカリエ、ムートンの共著が、信頼できるアウトライン

を与えてくれる。⁴⁾ カリエ、ムートンの考察は、基本的に共同体形成を領主制との密接な関係において捉えるものである。とりわけ9～11世紀のアルプス西部における農村史料は殆どもっぱら、王（カロリングの王、ドイツ王・皇帝）や諸侯より所領と特権を寄進された修道院の記録に由来するからである（サヴォア、ドーフィネではシャルトルーズ会修道院や12世紀のシトー派修道院などの入植、開墾、従属農民の義務規定に関する文書や土地台帳等）。しかし12世紀に入ると、共同体の代表が領主との交渉をも行う主体として現れるようになる。⁵⁾ こうした共同体は領主の下で、上述のように森林や放牧地など自然資源を共同で利用、管理、維持するために形成されたと考えられる。そのプロセスを立ち入って論じることは控えるが、ムートンらの叙述によれば、アルプス西南部では、複数の共同体が溪谷の放牧地を共同利用する場合でも、そうした関係が共同体間に、何らかの広域的な結合や組織の形成を促すことはなかった。放牧地利用は個別共同体の形成を促したが、また共同体間の競合をも助長し、広域的な連帯の発展は阻害されたというのである。⁶⁾ スイスやティロルのように、広く散在する放牧地利用の利害調整のためのコミュニティ、組織（インフォーマルなネットワークを含む）が何ら存在しなかったとは考えがたい。しかしあえて言えば、アルプス西部では、そうした自然資源の利用においても、各共同体を支配する個別領主の影響力が強かったということになるうか。

このように領主権力の影響力が強かったアルプス西南部においても、13世紀半ばからは、共同体（村、小村、溪谷、教区）に対して領主による特許状（フランシーズ）の授与が頻繁に見られた。このような特許状は共同体と領主の権利・義務関係を明記し、共同体の制度化を促したのである。⁷⁾ 13世紀後半～14世紀半ばには、アルプス西部においても、プロヴァンス、サヴォア、ドーフィネの順に領域的諸侯領＝プランシポータの形成が進んだ。こうした初期の諸侯国家の君主たち（サヴォア伯（公）、プロヴァンス伯、ドーフィネ公）は、共同体と在地領主の間で、あるいは共同体間で多発する放牧地紛争の仲裁者、あるいは仲裁・和解をオーソライズする権威としての役割を通じて、地域社会への影響力を強めた。さらに君主は、その際様々な山岳部の共同体に徴税請負など諸特権を一括して承認し、徴税を請け負わせ、民兵奉仕を課すなど、直接的な相互関係を構築し、在地領主を排除していった。共同体は一方で国家

の行政単位として、他方で一定の自治権を持つ制度的団体としての性格を明確にしていたのである。その過程で共同体内部のエリート層（公証人、宿屋主人、富裕農民など）が君主のパートナーとして、また共同体と君主を仲介する存在として影響力を強め、共同体内の寡頭制的傾向が強まった。⁸⁾

ムートンはアルプス西南部の共同体 *communauté* がブリックレのいう、国家的機能を分担する共同体への発展を示したと述べる。⁹⁾ たしかに西アルプスの諸侯領（国家）は溪谷共同体、教区共同体、村落共同体など様々な枠組みの地方共同体を統治の基盤としていた。この点でブリックレのいうコムナリスムス（共同体原理）を認めることもできる。しかしそうした共同体が相互に連合して集团的に君主（諸侯）と交渉し、意思形成を行う、スイス盟約者団やティロルの集会や議会のような公的な場は形成されなかった。この意味ではアルプス西南部の共同体は、同盟的国制を形成することはなかったのである。¹⁰⁾

総じてアルプス西南部においても共同体は、アルプス中部と同様、重要な役割を果たしたのだが、ここでは、スイス盟約者団はもとより、君主国家たるティロルに比しても、聖俗領主、ついで諸侯権力のイニシアティブ、保護、特権授与が共同体と地域社会の秩序にとって、より重要であったように思われる。

この相違はスイス、ドイツ、オーストリアの研究者とフランスの研究者の視点、関心のあり方、研究の伝統と蓄積に起因するところもあるが、やはり地域共同体の在り方、領主制の特質、両者の放牧地など資源をめぐる関係、国家的な領域支配の構造、国家内部の地域の平和・秩序・防衛において共同体が果たす役割などを動態的に比較考察する必要があるだろう。上述のようにサヴォアでは放牧地紛争の調停・仲裁は、近隣の聖俗領主が行い、君主（諸侯）が承認することが多く、この点で紛争当事者村落を近隣村落が相互に調停するネットワークが機能したティロルの溪谷共同体とは異なり、紛争解決は共同体の結合による自治的な空間形成へとつながらなかったのである。

V 境界と越境

冒頭で協調したように、中・近世のアルプス地域は今日以上に、政治的境界の密度が高かった。アルプス地域内の中小の政治的領域が境を接するのみならず、域外に中心領域を持つ国家もアルプスにおいて境を接していたのである。これらの国家、地域（領邦を含めて 15 を数える）は頻繁に政治的（軍事的）同盟や侵略、戦争を行ったのみならず、文化、経済における相互交渉も絶えることはなかった。言うまでもなくアルプス地域は多言語、多文化地域であった。以下ではアルプス南部の境界地域における人々の越境と交渉について、二つの事例を挙げて述べてみたい。

(1) 南ティロルの言語とエスニシティ

巨視的にはサヴォアからスイス南部を経てティロル南部に至るアルプスの稜線は、言語・文化的な境界をなすと言えるのだが、アルプスのこの地域では、ドイツ語、フランス語、イタリア語、レート・ロマンス語（ロマンシュ語、ラディン語など）の諸言語領域が境を接し、かつ錯綜し、また古代以来の人間の移動や政治的領域の変更に より、こうした言語領域も変容した。たとえば第一次大戦までオーストリアのティロル州に属した、ブレンナー峠以南、すなわち現在、イタリアの自治州であるトレンティーノ＝アルト・アディージェにおけるドイツ語とイタリア語、ごく少数の話者のみのロマンシュ語（ラディン語）圏の境界のモビリティは今日まで続いている。¹⁾

南ティロルにおける、言語とアイデンティティの境界の特徴的な在り方を示す一例を紹介しよう。アメリカの歴史人類学者、ジョン・W・コールとエリック・R・ウルフの共著『隠れたフロンティアーあるアルプス渓谷におけるエコロジーとエスニシティー』によれば、南ティロルのノン渓谷上部（Anaunia 地方）の隣接する二つの村ザンクト・フェリクス（サン・フェリーチェ）（St.Felix=San Felice）とトレト Tret は、前者の住民はドイツ語を、後者はイタリア語を母語とした。歴史的には、おそらく元来ロマンス語（イタリア語）圏に属したこの地域に、メラン、ラナ Lana からガンペン Gampen 峠を越えてドイツ人（ドイツ語話者）が南下、定住し、言語

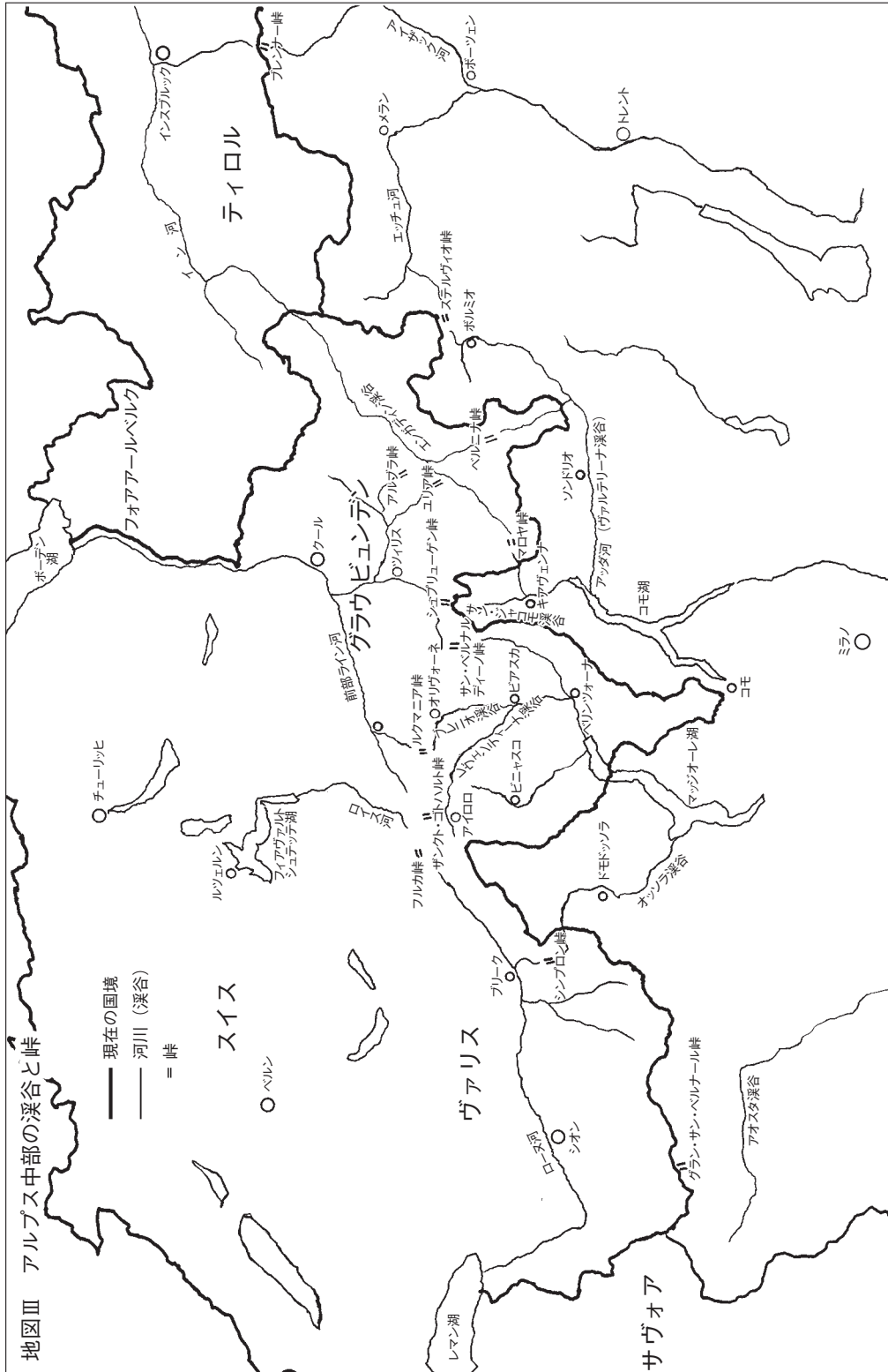
領域の錯綜した境界が形成された。²⁾ コールらの史料研究および実地調査によると、二つの村は、同様な地理的環境と経済基盤を持つにもかかわらず、一方のザンクト・フェリクスはその北部のドイツ語地域、すなわち第一次大戦までのティロル、戦後の南ティロル（アルト・アディージェ）への帰属意識＝アイデンティティ、そしてドイツ的な生活文化、相続慣行と家族構造を維持した。他方で南に隣接するトレントはかつて、イタリア語話者の多いトレント司教領に属したが、リソルジメント以後もイタリア国家への統合、帰属意識が弱かった。その分、親族的、社会的ネットワークが強く、ドイツ人（ドイツ語話者）を他者とする独特のアイデンティティを有した。両村民は相手の言語を理解し、私的には交際しつつ、集合表象においてはお互いを他者と見なし、様々なネガティブなステレオタイプのイメージを持ち続けていると言う。³⁾

かつての領邦ティロルのブレンナー以南地域には、ハプスブルク家の領邦君主に直属する領域の他、1803 年まで相対的な自立性を維持したトレント、ブリクセン両司教領や、ヴェネツィア共和国との境界領域に位置し、領邦ティロルへの帰属が流動的な諸地域が存在した。そのため、さほど広くない溪谷内においても、しばしばその「民族」、言語領域、政治的帰属意識は多元的で錯綜していた。おそらく 19 世紀まで、言語と政治的アイデンティティが結合したネーション意識は、この地域でも明確ではなかっただろう。しかし異なる言語領域に属す二つの隣村が、中世以来の歴史的経験（ティロル伯、トレント司教、ハプスブルク支配、両司教領のオーストリア＝ティロルへの統合、イタリアへの割譲、ファシズム）の中で、対照的なコミュニティの生活文化を維持し、異なるエスニック・アイデンティティとも言える自他意識を創出したことは、今日、多言語・多文化共生が一定の成果を収めている地域のありようを示して、きわめて興味深い。

(2) スイス南部・ロンバルディア北部における越境とコミュニケーション

1) 言語境界

中世後期・近世初頭のスイス盟約者団はヨーロッパの強国として周囲に勢力を伸ば



したが、とりわけその西南部では峠＝言語境界を越え、フランス語、イタリア語地方へと支配を拡大する傾向を示した。ベルンはフランス語のジュラ地方、ヴォー地方を従属地域とし、原初三邦のひとつ、ウリはザンクト・ゴトハルト峠の南、ミラノ公国のレヴェンティーナ溪谷への進出を試み、東南部のグラウビュンデンもヴァルテリーナ、キアヴェンナ、ボルミオのイタリア語地域を服属させていた。⁴⁾

15世紀に盟約者団の従属邦となるグラウビュンデンは、スイス北中部やティロルとミラノ（公国）を結ぶ、アッダ河沿いのヴァルテリーナ溪谷（今日イタリアに属すこの溪谷は近世にはグラウビュンデンに属した）のステルヴィオ峠、キアヴェンナからサン・ジャコモ溪谷を北上して、後部ライン溪谷 Hinterrhein に抜けるシュプリューゲン峠、その他にゼプティマー峠、バルニナ峠、アルブラ峠、マローヤ峠、ユーリア峠を擁し、「峠国家」と称するにふさわしい邦であった。またグラウビュンデンはドイツ話者が多数を占めたほか、イタリア語話者、少数のロマンシュ語（レート＝ロマンス語の一種）話者も存在した。巨視的にはグラウビュンデン南部とミラノ（公国）、後には南東部のヴェネツィア共和国との境界はドイツ語とイタリア語の言語境界でもあったが、このような言語境界は当然ながら、明確なラインではなく錯綜したゾーンであった。またそのような言語境界は、社会的、経済的、文化的な障壁をなしていたのではなく、支配権力や商人のみならず、農民もその放牧活動のためにしばしば越境したのである。⁵⁾（地図Ⅲ参照）

グラウビュンデンの西側、ローヌ溪谷を軸とする従属邦ヴァリスも、マッジョーレ湖につながるオッソラ溪谷へと通じるシンプロン峠や、アオスタ溪谷に向かうグラン・サン・ベルナル峠など南への通路を提供していた。1779年にヴァリスのローヌ溪谷を遡上したゲーテの手記は、この地域の言語状況をよく伝えている。⁶⁾

2) 越境する農民

このような越境する活動が文化の相互作用を伴ったことは容易に想像できる。たとえば先に述べた農民の広域的な放牧活動は、異なる言語領域に属す農民（共同体）間の接触と、ときには紛争をも生じさせ、これを収拾するための仲裁交渉や和解のため

のコミュニケーションは、文字文化・文書文化における独特の折衷形態、一種のハイブリッドな文化を生み出すこともあった。ロタール・デブラツェスの研究は、ロンバルディア北部のブレニオ溪谷とグラウビュンデンの前部ライン溪谷 Vorderrhein に連なるルクマニア峠、さらにその東部のシュプリューゲン峠を中心とする地域における、放牧地（アルプ）をめぐる紛争と平和のコミュニケーションとネットワークを明らかにしている。⁷⁾

中世にはミラノの支配下にあった、同市の北部、マッジョーレ湖から北に遡上するレヴェンティーナ溪谷はザンクト・ゴトハルト峠を経ると、原初三邦のウリに下るロイス溪谷につながり、レヴェンティーナ溪谷からビアスカで分岐するブレニオ溪谷は、ルクマニア峠を経るとディセンティス付近でグラウビュンデンの前部ライン溪谷に抜ける。またマッジョーレ湖の東のコモ湖からキアヴェンナを経て北上するサン・ジャコモ溪谷は、シュプリューゲン峠を越えるとグラウビュンデンの司教都市クール方面に抜け、やはり重要な南北通路であった。

これらの峠の南麓の溪谷地域は中世盛期より人口密度が高く、イタリア都市への食肉供給のためにも放牧地（アルプ）が不足しており、ブレニオ溪谷の共同体間ではすでに12世紀末から激しい紛争が生じていた。他方、ルクマニア峠の北側、すなわちグラウビュンデン側では人口密度が相対的に低く、そのため13世紀から、この地域に多くの所領、放牧地を有するディセンティスの修道院と裁判共同体は、メーデル Medel, タベチュ Tavetsch（ディセンティスとルクマニア峠の間）の放牧地を、峠の南部の共同体に賃貸していた。⁸⁾ ルクマニア峠道やその他のローカルな峠道の整備は、放牧地利用、ローカルな商業と交通、社会的・文化的なコンタクトを促し、アルプスの峰、政治的、言語・文化的境界を越えた密接なコミュニケーション・エリアを形成していたのである。

3) 紛争・コミュニケーション・言語・文書

さて、放牧地の集約的な利用や貸借関係は、共同体相互の、あるいは領主、ディセンティス修道院、さらにブレニオ溪谷に支配権を及ぼしていたミラノ聖堂参事会など

との間に頻繁な紛争を生じさせていたが、紛争は多くの場合、調停・仲裁により解決された。訴訟や交渉・和解の文書、境界記述には、その文書形式においてアルプス南北の文化的融合ないしハイブリディティが生み出されたことを示している。中世の文書形式を大別すると、アルプス以北では、支配者（国王、諸侯、領主）や法人格を持つ団体（都市、教会など）の書記局が作成し、その印璽を付してオーソライズした「印璽付き文書 Siegelurkunde」が、他方イタリアや南フランスにおいては周知のように、その資格を認定された公証人が依頼に応じて作成し、オリジナルな符号（署名）を付した「公証人文書」が法的効力を持つ証書として広く用いられた。アルプス地域においても、その北部・中部では印璽付き文書が優勢で、南部、イタリア語圏では公証人文書が用いられていたが、それらの境界地域では13世紀以後、南部の公証人文書の利用が次第に北部へと広がりつつあった。たとえば、そうした境界ゾーンの南ティロルでは、公証人文書はトレントからエッチュ河沿いにボルツァーノ（ボーツェン）を経て、北西部のフィンチュガウへ、グラウビュンデンの東南部では、アッダ河沿いにボルミオからステルヴィオ峠を経て、ミュンスター渓谷（フィンチュガウにつながる）へと広がりつつあった。⁹⁾ このように、スイス南部の邦、グラウビュンデン（ヴァリスも同様）の南部、東部、そして南ティロル、トレントからフィンチュガウに至る地域では、公証人文化との接触が、新しい文書利用の実践を生み出しつつあった。

では、そうした境界地域における、また境界を越える紛争の収拾には、実際にどのような文書形式が用いられたのだろうか。デプラツェスが挙げている事例をグラウビュンデンの文書集をも参照しつつ、いくつか取り上げてみよう。

4) 南北文書文化の交わりと変容：事例

1204年、グラウビュンデンのクール地方の有力貴族、リアルト家の父子がコモ湖北部の都市キアヴェンナに、シュプリュージェン峠に近い放牧地、アルプ・エメトを賃貸するためにクールにおいて交わした契約に関しては、キアヴェンナの公証人が証書を作成した。¹⁰⁾ その後、シュプリュージェン峠とその西部のサン・ベルナルディーノ峠付近の放牧地をめぐる、リアルト家とキアヴェンナ、およびシュプリュージェン峠

の北側の後部ライン溪谷 Hinterrhein の共同体（シャムス）の間で激しい争いが生じ、リアルト家側に殺傷による犠牲者が出た。この紛争を収拾するための交渉は、1219 年、キアヴェンナ側の代表者がシュプリュエゲン峠を越え、クールに向かう後部ライン溪谷のツィリスまで赴き、まずコンラート・フォン・リアルト、およびシャムスとの間で和解契約が成立した。同日、キアヴェンナとシャムスの間の、そしてコンラート、シャムスとキアヴェンナの間の和解契約が交わされ、これらの契約は、各々ツィリスとキアヴェンナの双方の場で確認され、前掲 1204 年の事例と同じキアヴェンナの公証人 Ubertus de Osteno により文書化された。¹¹⁾ 1248 年には、リアルト家のアルベルトがキアヴェンナ市に対するアルプ賃貸料請求権を、2 人のキアヴェンナ住民に委ねる契約を交わした。その内容についてはキアヴェンナ（と思われる）の公証人 Jacobus notarius が下書き文書を作成し、別の公証人 Marchixius de Gallo notarius がおそらくキアヴェンナにおいて、フォーマルな公証人文書とした。¹²⁾ クール司教も 1219 年にコモ市との平和協定文書をイタリアの公証人に作成させた。同司教もイタリア語圏の支配地域に対しては公証人文書を用いたのである。¹³⁾ このように、言語、文書文化の境界を越える紛争の処理、合意と和解においては、グラウビュンデン側（峠の北側）の領主や共同体は、南側の公証人とその文書を用いたのである。

ところが 14 世紀になると、折衷的な文書形式が現れる。印璽付き文書の優勢なドイツ語圏に属すディセンティス修道院も従来、峠の南部、ミラノ聖堂参事会の高権下にあるイタリア語地域（レヴェンティーナ、プレニオ溪谷地方）との法行為においては公証人文書を用いていた。¹⁴⁾ しかし 1371 年のプレニオ溪谷住民へのアルプ入質の契約では、プレニオの公証人が作成した文書に、修道院長は自身の印璽を付加したのである。1376 年にはディセンティス修道院と同地の共同体はプレニオ（共同体）と商業と通行に関する協定を結んだが、1406 年の協定更新の文書は、同修道院長と共同体の印璽を付した印璽付き文書の体裁を示した。しかしこの文書はベリンツォーナ（レヴェンティーナ溪谷南部の共同体）の公証人によって作成され、認証された点では公証人文書なのである。デブラツェスはこの事実を、公証人文書の優位喪失との意味で、（ルクマニア）峠を挟む南北の文書コミュニケーションにおける転機と述べる。¹⁵⁾ 1428 年にはキアヴェンナからシュプリュエゲン峠に向かうサン・ジャコモ溪谷と、

峠の北部のシャムス溪谷の共同体間の和解に際して、サン・ジャコモにてコモの公証人が作成した証書に双方の共同体が印璽を付した。このように、共同体間の契約文書においても、各々が印璽を使用したのである。¹⁶⁾

またグラウビュンデンの西側の邦、シオン司教支配下のローヌ溪谷を軸とする（上）ヴァリスでは、マッジョーレ湖南部からオッソラ溪谷を経てヴァリスに抜けるシンプロン峠が、ミラノとリヨンを最短で結合する重要な商業ルートの結節点であった。この峠の関税等について、ミラノ市とシオン司教の間で交わされた13世紀の協定文書は、ミラノの公証人が作成し、既に双方の印璽が付されていた。またヴァリス地域では峠の北側、すなわちローヌ溪谷側の人口圧が高く、牧畜農民（ドイツ系のヴァリス人）はシンプロン、その他の分水嶺を越えて南側、オッソラ溪谷地域に進出、定住し、紛争が頻発した。1291年の争いは殺害、家畜略奪、通行妨害等を伴う激しいものであったが、ドモドッソラにおける仲裁裁定による和解は、公証人文書に記された。¹⁷⁾

言語境界を挟む南北のより広い地域の中でこの推移を見てみよう。1331年、レヴェンティーナ、オッソラ溪谷の共同体は、ザンクト・ゴトハルト峠の北側に位置するウルゼレン溪谷、およびその同盟者である森林三邦と、ゴトハルト峠付近のアルプ利用、自由通行、商品輸送をめぐる争った。この紛争収拾のために、コモの領主やウルゼレン溪谷のラントアンマンらが仲介者となり、コモで成立した和解協定は公証人文書として固められた。¹⁸⁾ しかし1403年には、三邦のうちウリ、オブヴァルデンは、レヴェンティーナ溪谷が彼らの支配下に入ったこと（盟約者団の保護下におかれたこと）を印璽付文書により確認した。¹⁹⁾ このように中世後期には、南部の公証人文化圏と接するグラウビュンデン、ヴァリスにおいても、南部地域との交渉・合意の際に用いられていた公証人文書にかわって、ドイツ語の印璽付文書のスタイルが次第に優勢となった。その一因は、両地域が盟約者団との結合を強め、盟約者団の北部、ドイツ語圏の文書文化の影響が強まったことにある。但し、ウリはその支配下に入ったレヴェンティーナにおける自治、慣習、文書文化を尊重し、溪谷地方内部における私的法行為等においては、引き続き公証人文書が用いられていた。²⁰⁾

5) 溪谷の農民公証人

以上のようなスイス南部とロンバルディア北部の溪谷地方における文書文化の相互作用と並んで興味深いのは、ブレニオ溪谷の農民がすでに 12 世紀末に公証人として活動していたことである。デプラツェスによれば、1188-1300 年に 30 人以上の公証人がブレニオ溪谷共同体で活動し、その 240 通の文書が伝来している。²¹⁾ 彼らのうちの 3 分の 1 は溪谷南部の、或いは溪谷外の都市ベリンツォーナ、ロカルノ、ルガーノ、コモの出身だが、これらの公証人の作成になる文書は伝来する文書の 1 割のみであった。またこれら、南部の都市から溪谷にきた公証人は、史料では遅い時期に、そして溪谷出身の公証人に勤務するかたちで活動し、溪谷では大きな影響力はなかったという。溪谷共同体が任命する公証人は（おそらく 12 世紀以来）1400 年頃まで常に 6 人であり、その資格を公的に認証するのはミラノ聖堂参事会の代理人であるボデスタ（あるいはレクトル rector）であった。

歴代の溪谷公証人のうち 5 人は、溪谷の下級貴族の出自であったトッレ Torre 家に属した。同家は 13、14 世紀のうちに（自由）農民となり、城塞ではなく共同体の住民としてに居住したが、公証人職により共同体の中のエリート層に属したことは明らかである。1188-1300 年の公証人文書の大半は、このような自由農民出自の公証人により作成された。しかし溪谷内の公証人職のみで生計を立てることは困難であったと思われる。1188-1230 年に 49 通の文書を作成した公証人、「オリヴォーネのペトルス」Petrus von Olivone は、コンスルとして溪谷共同体の代表をも務めたが、ブレニオ溪谷の中心集落であるオリヴォーネの共有地を賃貸して農民的営みをも続けており、また溪谷の公証人として以外にも、私的に様々な（集落）共同体で公証人として活動した。²²⁾

このような農民出自の公証人は、ラテン語文書の作成法を年配の同業者や司祭から学んだと考えられるが、都市の公証人に比して文書作成能力が相対的に低かったことは明らかで、その文章には誤りが少なくない。しかしそのような公証人文書もその効力について問題視されることもなく、溪谷共同体は公証人の任命を通じて、上級支配権力（ミラノ聖堂参事会）とともに、溪谷の文書作成を掌握・統制し得たのである。²³⁾

アルプス（南部）の溪谷農民は、文字記録を遺さない、リテラシとは無縁な人々というイメージとは異なり、都市民と同様、公証人の文書文化を早期に、その自律的な集団的行為や、個人的活動において不可欠のコミュニケーション・メディアとして活用していた。峠の北部（グラウビュンデン、ヴァリス）の司教、修道院、領主たちがそのような農民団体を交渉相手とする場合、合意事項を公証人文書とし、また自身の印璽を付したのは、すでに彼らが馴染んでいたそのような文書形態がよりプラクティカルだと思われたからであろうか。あるいは対等な当事者同士が協定・契約文書を作成する場合、一方の印璽でのみオーソライズすることは意味がなかったからであろうか。

いずれにせよ、ヴァリス、グラウビュンデンとロンバルディア北部溪谷を隔てる分水嶺は12～14世紀には、住民の様々な交渉と越境する活動により、文書スタイルの相互浸透をもたらしたものの、デプラツェスによれば、中世末には北と南で各々、印璽付き文書、より洗練された公証人文書という異なる形式に分化するという。それは何を意味するのだろうか。前述のように、デプラツェスによれば、グラウビュンデン、ヴァリスなどイタリアに近いアルプス南部地域でも、中世末期にはスイス盟約者団との結合が強まり、北部都市邦などの印璽付き文書の形式が浸透したのだという。²⁴⁾ 一方で、ヴァリス、グラウビュンデンがそれぞれ地域（溪谷）共同体を基盤とした政治的団体としてまとめ、15世紀に盟約者団に従属邦として加わることによって、南部のミラノ（公国）やヴェネツィア共和国との境界を明確にしていく過程で、文書文化のインタラクションを促した境界地域の人々の越境・交渉（架橋）の日常的活動が後退したと言えるのかどうかは、なお実証的な検討が必要である。

おわりに

本稿では、中世～近世初頭のアルプス地域の特質を、農村社会に重点を置き、国家との関係をも視野に収め、4点にわたって述べた。もちろんこれらの特質はいずれも、アルプス地域固有の現象だというわけではない。農民の武装、日常的暴力、村落共同

体と溪谷などより広い地域共同体の自治（自由・特権）、地域共同体（社会）と国家の交渉などは、アルプス以外の山岳地域においてはもちろん、平野部の諸地域においてもある程度確認することができるだろう。アルプス地域の特徴のひとつは、地域共同体において展開する（村落）共同体間の紛争と仲裁のネットワークの機能である。さらに、これらの特質全てが相互密接に関連しつつ、より明確に現れること、また農民が彼らの慣習的権利（土地の自由世襲保有、武装、自力、国家当局への要求・苦情の提出）を強く意識していたことも、アルプス地域に特徴的なことと言えるかも知れない。そうした特質が、山岳地域の自然・地理的環境と、放牧活動に重点を置いた農民の日常的営みの中で形成されたことは言うまでもない。

アルプス地域の政治的、言語的な境界の密度の高さと流動性、そこで展開される越境と交渉という現象については、本稿ではそのごく一面を示したに過ぎない。コンラート・ルーザーが指摘する、峠の南側、ロンバルディア北部の溪谷共同体自治とスイス盟約者団の溪谷共同体組織との密な関係（ロンバルディア側からのスイスへの影響）と、これを媒介した人々の越境する活動も、そうした相互交渉・相互影響の一側面であろう。かつて筆者は、ヨーロッパ中世盛期・後期における、低地諸邦、ライン地方からスイス盟約者団、北中部イタリアに至る「都市ベルト地域」を特徴づける、都市と地域国家（領邦・カントン・都市国家など）の同盟、結合によって形成される政治秩序を考察した。アルプス地域がそうした「都市ベルト」におけるバックルのごとき役割を果たしたことと、上に述べたアルプス地域の諸特質が少なからずその周辺（南北）地域からの文化的、社会的、経済的な相互の影響関係の中にあることは、コインの表裏をなすものだと言えよう。境界の密なこの地域における越境と架橋、交渉と相互影響の多面的にな考察により、「一つの歴史的世界としてのアルプス地域」を、よりクリアにすることが課題となる。

本稿では全くふれることができなかった、中・近世ヨーロッパの政治的ダイナミズムにおけるアルプスの地政学的意味や、固有の地理的条件と人間生活の関わりをふまえた、エコロジー、サステナビリティといった、よりアクチュアルな問題も今後のアルプス地域史研究の重要な課題となるだろう。それらをふまえてはじめて、ヨーロッパ中・近世史におけるアルプス地域の意義、位置づけが明らかになるのである。

* 本稿は2011年11月20日に関西学院大学西洋史研究会において行った講演内容に基づくものである。

注

I

- 1) このような地域史研究の意義については、拙稿「中世後期の『都市ベルト』地域における」都市と国家—比較地域史の試み」(紀平英作編『ヨーロッパ統合の理念と軌跡』京都大学学術出版会、2004年)、56-60頁を参照。
- 2) Carrier,N./Mouthon,F., *Paysans des Alpes. Les communautés montagnardes au Moyen Âge*, Rennes 2010, p.7.
- 3) Mayer,Th., Die Alpen als Staatsgrenze und Völkerbrücke im europäischen Mittelalter, in: *Die Alpen in der europäischen Geschichte des Mittelalters*, herg. von Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Sigmaringen 1965, S.7-14.
- 4) スイスのヴァリスに関する民俗学の最近の成果(論文集)として、Niederer,A., *Alpine Alltagskultur zwischen Beharrung und Wandel*, Bern/Stuttgart/Wien 1996. がある。
- 5) *Le Alpi medievali nello sviluppo delle regioni contermini*, a cura di Varanini, G. M., Napoli 2004. マッシモ・デッラ・ミセリコルディアがロンバルディア北部溪谷地方の共同体に関する研究を最も精力的に進めている若手研究者として注目に値する。Misericordia,M.della, *Divenire Comunità. Comuni rurali, poteri locali, identità sociali e territoriali in Valtellina e nella montagna lombarda nel tardo medioevo*, Milano 2006; Id., Paessagio, istituzioni, identità locali di una valle alpina nel tardo medioevo, in: *Bolletino della Società Valtelinesa* N.60, 2007; Id., *Comunità, istituzioni giudiziarie, conflitto e pace nella montagna lombarda nel tardo medioevo*, in: *Mélanges de l'Ecole française de Rome*, 122-1, 2010.
- 6) Mathieu, J., *Geschichte der Alpen 1500-1900. Umwelt, Entwicklung, Gesellschaft*, Wien 1998, S.12-13.
- 7) Ebenda.
- 8) F・ブローデル(浜名優美訳)『地中海 I 環境の役割』藤原書店、1991年、35、45頁。
- 9) Mathieu, a.a.O., S.17.
- 10) ブローデル、前掲書、45頁。
- 11) Mathieu, a.a.O., S.199.
- 12) 拙著『アルプスの農民紛争—中・近世の地域公共性と国家—』京都大学学術出版会、2009年。

II

- 1) 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』東京大学出版会、1985年、同『戦国の作法』平凡社、1987年、同『雑兵たちの戦場』朝日新聞社、1995年、同『村と領主の戦国世界』東京大学出版会、1997年、蔵持重裕『中世村の歴史語り』吉川弘文館、2002年、同『中世村落の形成と村社会』吉川弘文館、2007年、ほか。
- 2) Wackernagel, H.G., *Altes Volkstum der Schweiz*, 1956; Stolz,O., *Wehrverfassung und Schützenwesen in Tirol von den Anfängen bis 1918*, Innsbruck/Wien/München 1960; Wopfner,H., *Tiroler Bauer und Tiroler Landesfreiheit*, Innsbruck 1947; Ders., *Bergbauernbuch*, 3Bde., Neudruck, Innsbruck 1995/97. 前掲拙著、31-35頁。
- 3) 前掲拙著、13-16頁。

- 4) ティロルのラントリベルによれば、領邦議会で認められた領邦防衛の必要度に応じて5千、1万、1万5千、2万人が1ヶ月間召集される（領邦から手当支給）。うち高位聖職者、貴族が36パーセント、都市・裁判区（農民）が48パーセント、残りはプスター溪谷（東ティロル、旧ゲルツ伯領）、キッツビューエル、ラッテンベルク、クフシュタイン地方から召集される。Das Tiroler Landlibell, Faksimile 1997, Archiv Verlag Wien. この割り当ては租税の財産評価（聖俗貴族は所領の評価、都市・裁判区住民は竈単位）に基づくものだが、この評価に基づく貨幣代納（傭兵調達のコスト）にも認められた。ラントリベルの領邦財政、シュテンデ制における意義については、出村伸「領邦防衛体制形成過程における領邦君主と等族」『西洋史研究』新号21, 1992年, 47-53頁。各裁判区における実際の召集では、裁判区長、裁判官、政府委任官（コミサル）が住民と交渉した。その際、割当て人数は住民の要求に応じて減じられることもあったように、やはり住民の合意が必要であった。
- 5) Stolz, O., Die Landstandschaft der Bauern in Tirol, in: *Historisches Vierteljahrsschrift* 28, 1933, 29, 1934, S.732; Ders., *Wehrverfassung und Schützenwesen in Tirol von den Anfängen bis 1918*, Innsbruck/Wien/München 1960, S.37ff. スイスやティロルの農民の武装と軍役に関する理解は概ね定説化しているといつてよいが、近年、インスブルック大学のマルティン・P・シェンナハはこうした定説に疑義を呈している。シェンナハによれば、16,17世紀にはティロル農民の軍事的能力を高く評価する言説は殆ど見られず、18世紀のハプスブルク諸領邦とティロルの軍制を統一化しようとするヴィーンの政府の改革政策に対するティロル人の反発から、16,17世紀におけるティロル農民の軍役の成果を強調する言説が現れた。また19世紀には1703年のスペイン継承戦争時、そして1809年のナポレオン＝バイエルン軍の侵入時における、農民の領邦防衛の軍功が強調された。定説はこうした理解を中・近世にまで遡及させたものだというのである。Schennach, M.P., Der wehrhafte Tiroler. Zur Entstehung, Wandlung und Funktion eines Mythos, in: *Geschichte und Region* 14-2, 2005. スイスを別にしても、ティロル農民の軍役が当時例外的であったわけではなく、また中世後期のバイエルンにおける民兵召集はティロルに先行している。しかし農民の軍役が領邦君主（政府）による特権の承認と対した契約的な合意に基づいていることは、ティロルの特色である。
- 6) 前掲拙著、16-29, 195-198頁。もちろん農民相互間の争いや暴力が常に武器の使用と結びついていたのではない。むしろ武器所有・武器携行と暴力はともに名誉という社会的価値を背景とする農民の行為・慣習であったと考えるべきである。
- 7) 前掲拙著、第3章を参照。
- 8) Mouthon, F., Le règlement des conflits d'alpage dans les Alpes occidentales (XIII^e-XVI^e siècle), in: Société des Historiens Médiévistes de l'Enseignement Supérieur Public (ed.), *Le règlement des conflits au moyen âge*, Paris 2001, p.268.
- 9) Deplazes, L., *Alpen, Grenzen, Pässe im Gebiet Lukmanier-Piora (13.-16. Jahrhundert)*, Diesentis 1986, S.15.
- 10) Barraqué, J-P., Du bon usage du pacte: les passerries dans les Pyrénées occidentales à la fin du Moyen Âge, in: *Revue Historique* 302, 2000, pp.315-317; Desplat, Ch., *La guerre oubliée. Guerres paysannes dans les Pyrénées (XII^e -XIX^e siècles)*, 1993, pp. 21-28, 43-55, 91-94, 145-147; Mouthon, op.cit., pp.259-279.

III

- 1) 踊共二「スイスの形成と発展」(踊共二・岩井隆夫編『スイス史の新地平』昭和堂、2011年)、4頁。
- 2) 小林淑憲「文芸共和国におけるスイス—ジュネーヴとその周辺」(踊共二・岩井隆夫編、前掲書)、203-207頁。
- 3) ルソー(本田喜代治・平岡昇訳)『人間不平等起源論』岩波書店、昭和41年、7-21頁、ゲーテ「スイスだより」(『ゲーテ全集12』潮出版社、1979年)7-99頁。
- 4) Mathieu, a.a.O., S.194.
- 5) ブローデル、前掲書、57頁。
- 6) ブリックレの「共同体・同盟的国制」kommunal-bündische Verfassung についてはペーター・ブリックレ(服部良久訳)『ドイツの臣民』ミネルヴァ書房、1990年を参照。
- 7) 黒澤隆文「近現代スイスの自治史と連邦制・直接民主制—ベルン市近代行政史とチューリヒ第二次合併の事例を中心に」(踊共二・岩井隆夫編、前掲書)、240頁。
- 8) Sablonier, R., *Gründungszeit ohne Eidgenossen. Politik und Gesellschaft in der Innerschweiz um 1300*, Baden 2008.
- 9) この点では黒沢氏の評価には共感できる。黒澤、前掲論文、240-241、256頁。また都市邦・農村邦の同盟を基盤とするスイス盟約者団に対して、中世後期から近世には君主的支配が強まるサヴォア=ピエモンテ公領やザルツブルク大司教領、他方で農村社会と君主権力に対して貴族支配が大きな影響力を持つオーストリア東南部 Innerösterreich 諸邦など、アルプス地域においても地域により政治構造(国制)が様々であったことは言うまでもない。
- 10) こうした歴史家の著作として、Stolz, O., *Der Begriff Volk und Gemeinschaft in den Tiroler Urkunden*, in: *Volkskundliches aus Österreich und Südtirol, Österreichische Volkskultur. Forschungen zur Volkskunde*, Bd.1, Dörrer, A.u.a.(Hg.), Wien, 1947; Wopfner, H., *Tiroler Bauer und Tiroler Landesfreiheit*, Innsbruck 1947.
- 11) Cole, L., *Fern von Europa? The peculiarities of Tirolian historiography*, in: *Zeitgeschichte* 23, 1996, pp.181-207.
- 12) アルプス西南部のフランシーズ(解放特許状)については Carrier/Mouthon, op.cit., pp.113-125.

IV

- 1) Blickle, P., *Landschaften im alten Reich, Die staatliche Funktion des gemeinen Mannes in Oberdeutschland*, München 1973. ブリックレ、前掲書。踊共二・岩井隆夫編、前掲書に収められた、岩井、踊、黒澤論文など。前掲拙著。
- 2) ティロルにおけるマクシミリアン1世による諸改革とシュテンデ、地域社会の抵抗については、前掲拙著、201-228頁を参照。
- 3) Blickle, P., *Beschwerden und Polizeien. Die Legitimation des modernen Staates durch Verfahren und Normen*, in: Blickle, P./Kissling, P./Schmidt, H.R.(Hg.), *Gute Policy als Politik im 16. Jahrhundert*, Frankfurt am Main, 2003. バイエルンではそのような請願行為としての“an den Hof laufen”「宮廷へひとつ走り」が慣例化していたという。この他、Landwehr, A., *Policey vor Ort. Die Implementation von Policeyordnungen in der ländlichen Gesellschaft der Frühen Neuzeit*, in: Härter (Hg.), *Policey und frühneuzeitliche Gesellschaft*, Frankfurt am Main, 2000; Holenstein, A.u.a.(Hg.), *Policey in lokalen Räumen. Ordnungskräfte und Sicherheitspersonal*

in Gemeinden und Territorium vom Spätmittelalter bis zum frühen 19. Jahrhundert, Frankfurt am Main 2002. 前掲拙著、178-183 頁。

- 4) Carrier/Mouthon, *Paysans des Alpes*. また Mouthon, *Le règlement des conflits d'alpage dans les Alpes occidentales (XIII^e-XVI^e siècle)* をも参照。
- 5) 1111 年のトレント司教と Fiemme の教区・渓谷住民の代表の例である。Carrier/Mouthon, *op.cit.*, pp. 59-70, 101.
- 6) *Ibid.*, p.107.
- 7) *Ibid.*, pp.113-125. しかしスイスやティロルとことなり、アルプス西部、南部の領主は住民の集会や代表任命を承認せず、共同体の自治は弱かったという。
- 8) *Ibid.*, pp.125-133.
- 9) *Ibid.*, p.133.
- 10) 君主が地方共同体や領主との個別的な保護・特権授与関係を形成することを通じて国家統合を促すケースは、ヴィスコンティ、スフォルツァのミラノ公国でも見られる。Chittolini, G., *Città e stati regionali*, in: *Id., Città, comunità e feudi negli stati dell'Italia centro-settentrionale (XIV-XVI secolo)*, Milano 1996.

V

- 1) 17~19 世紀のティロル、とりわけブレンナー峠以南における政治的領域構成と言語領域の関係、住民の(民族的・政治的)アイデンティティの推移については、佐久間大介「近世ティロールの『地域』・『境界』認識と領邦誌」『史林』90-3、2007 年、35-63 頁、同「18 世紀後半から 19 世紀初頭のティロールにおける『地域』と『境界』」(『人文知の新たな総合に向けて』「21 世紀 COE プログラム・グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」第 2 回報告書 I、京都大学文学研究科、2004 年)、327-347 頁を参照。いわゆる「南ティロル Südtirol」は、現在でもドイツ語話者の多い、ボーツェン(ボルツァーノ)を中心とするアルト・アディージェ地域(県)を指す表現である。
- 2) Cole, J.W./Wolf, E.R., *The Hidden Frontier. Ecology and Ethnicity in an Alpine Valley*, New York/London 1974, pp.96-105. この地域にはさらにロマンシュ語の集落も存在した。
- 3) *Ibid.*, pp.263-288. ザンクト・フェリクスでは一子不分割相続で、家長の権威が強い、いわゆる権威主義的家族構造が見られた。ここでは家長はコミュニティの単位としての家を公的に代表する存在であり、国家—コミュニティの政治システムにおいて公的役割を果たした。相続や婚姻も公的な意味を有したのである。他方、トレトでは分割相続が行われ、相続や結婚、全ての社会的関係は私的なレベルで行われた。
- 4) 踊、前掲論文、7 頁。
- 5) コンラート・ルーザーによれば、レヴェンティーナ、ブレニオ渓谷の共同体組織(*comune, vicinanzia*)はザンクト・ゴットハルト峠(及びルクマニア峠)の北側のウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの共同体組織形成のモデルとなった。ルーザーは峠の南北の渓谷共同体を媒介した人物として Herr von Hospental を挙げる。彼は 1311 年、ミラノでハインリヒ 7 世の臨席下に行われたミラノ聖堂参事会のレヴェンティーナ、ブレニオ渓谷の支配権をめぐる争いの調停における証人をつとめ、独伊両語を用い、ザンクト・ゴットハルト峠を挟むウルゼレン渓谷(ウリの従属地域)とレヴェンティーナ渓谷のアイロロ Airolo の間の運送業を営み、アイロロの共同体 *vicinanzien* の慣習、レヴェンティーナ渓谷の *comune* の慣習、そして親族の

- 住むウリ、ルツェルンの慣習にも通じていた。ルーザーは正当にも、峠の南北の共同体組織はともに自由・自治の防衛を目的とするものではなく、溪谷の共有地利用権を持つ有力住民（農民・貴族）を法・平和秩序の中に統合し、共有地の平和的利用・管理・維持を目的として形成されたと考える。Ruser,K., *Die Talgemeinde Walcamonica,des Frignano, der Leventina und des Blenio und die Entstehung der schweizerischen Eidgenossenschaft*, in: Maurer,H. (Hg.), *Kommunale Bündnisse Oberitaliens und Oberdeutschlands in Vergleich*, Sigmaringen 1987. ただし上記のように峠の南北の共同体は、14世紀以後も放牧地利用や商品運送をめぐるしばしば争い、紛争は絶えなかった。こうした越境する人間の活動が生み出す紛争とその処理のための共同行為が類似する共同体組織の発展を促した。なお1182年のプレニオとレヴェンティーナの同盟文書に現れる *comune valedanorum* をルーザーは未だ溪谷共同体とは言えぬものと考え。これに対してデプラツェスはこれをすでに溪谷共同体と見なしている。Ebenda, S.141; Deplazes,L., *Alpen, Grenzen, Pässe im Gebiet Lukmanier-Piora (13-16. Jahrhundert)*, S.218.
- 6) ヴァリスでは、ブリーク Brig を中心とするローヌ溪谷上部はヴァリス・ドイツ語圏だが、中・下部はフランス語話者が多数派であった。ヴァリス語はドイツ語の一種だが、「ヴァリス人 Walser」は中世にはフルカ峠を越えてグラウビュンデン諸地域へ、またシンプロンなど南部の峠を越えて、モンテ・ローザの麓、セジア溪谷地方、その他の地域へも広く移住した。1779年11月にローヌ溪谷を遡上し、ヴァリスを経て雪中のフルカ峠を越えた文豪ゲーテは、地元のヴァリス語話者たちとの意思疎通に何ら困難を感じなかったようである。しかしゲーテはザンクト・ゴトハルト峠のすぐ麓のアイロロからこの峠に登ってきた神父は、イタリア語しか話さなかったと述べている。やはりヴァリス、グラウビュンデンの南側の峠は、言語境界であった。ゲーテ「スイスだより」（前掲書）、54-55頁。
- 7) Deplazes, a.a.O.
- 8) Deplazes,L., *Begegnung und Abgrenzung zwischen Nord und Süd in den Paßtälern der Zentralalpen. Pragmatische Schriftlichkeit und bäuerliches Notariat vom 13. bis 15.Jahrhundert*, in: *Schwaben und Italien im Hochmittelalter*, Hsg. von Maurer, H./Schwarzmaier,H./Zotz,Th., Stuttgart 2001, S.207. なおコモ湖北部、キアヴェンナと、サン・ジャコモ溪谷、ヴァルテリーナ溪谷の共同体との間の放牧地紛争については、*Misericordia, Comunità, istituzioni giudiziarie, conflitto e pace nella montagna lombarda nel tardo Medioevo*, pp.140-145 を参照。
- 9) Deplazes, a.a.O., S.205.
- 10) Ebenda, S.206; *Bündner Urkundenbuch II*(1200-1272), bearb. von Clavadetscher,O.P., Chur 2004, Nr.504. なおこのときの公証人は Ubertus de Hostenso(Osteno)である。Ubertus は文書中では *iudex* とされているが、グラウビュンデン文書集の編者は Ubertus を公証人としている。
- 11) Deplazes, a.a.O., S.206-207; *Bündner Urkundenbuch II*, Nr.604-606. コンラート・フォン・リアルトとキアヴェンナの契約は6月17日にツィリスで、キアヴェンナ・シャムス間の、そしてコンラート、シャムスとキアヴェンナの和解契約は、6月17日にツィリスで、6月30日にはキアヴェンナで同じ立会人の下に確認された。
- 12) Deplazes, a.a.O., S.207, *Bündner Urkundenbuch II*, Nr.855. Marchixius de Gallo は *Johannis de Gallo de Cumis* の息子とされ、おそらくキアヴェンナ、コモ湖周辺の公証人であったと思われる。
- 13) *Bündner Urkundenbuch II*, Nr.607.

- 14) ブレニオ溪谷、レヴェンティーナ溪谷は 1145 年、コンラート 3 世がレンツブルク伯 Graf Werner von Lenzburg に伯領 Grafschaft Blenio, Leventina として授封したが、ミラノ聖堂参事会は 1149 年に教皇エウゲニウス 3 世より両溪谷の分岐点ビアスカと両溪谷の所領を確認されており、双方は争っていた。しかし 1176 年のレニャーノの戦い以後は、ミラノ聖堂参事会が 15 世紀初まで両溪谷を支配した。1311 年にはミラノにおいてハインリヒ 7 世の下で参事会は支配権を証明している。各溪谷は 13 世紀には徴税区でもある 6 つの Rodarien に分割されていた。12 世紀に教区住民が構成する教区共同体 vicinantie は 3～4 の集落、小村より構成され、同時に裁判共同体をなし、世襲地とアルプ用益権を持つ自由民および貴族により構成された。この教区（裁判区）共同体は 12 世紀末にはコムーネと呼ばれ、1227 年にはレヴェンティーナの 9 つのコムーネから 13 人のコンスル（参事会員）が出て、二つのコムーネ（vicinantie）間のアルプ分割、用益に関する争いを裁定した。Ruser, a.a.O., S.135-140.
- 15) Deplazes, a.a.O., S.209-211.
- 16) Ebenda, S.209.
- 17) Ebenda, S.212-213.
- 18) Ebenda, S.214. 1331 年 8 月 12 日に、レヴェンティーナ溪谷及びオッソラ溪谷の共同体と、ウルゼレン溪谷共同体及びウリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデンの間で、和解のための 3 通の文書が、コモの公証人 Castellolus de Barazola, publicus imperiali auctoritate notarius Cumarum, 及び Spagnolus de Misente, publicus notarius et communis Cumis cancellarius によって作成された。 *Quellenwerk zur Entstehung der Schweizerischen Eidgenossenschaft*, Abt.I, Urkunden, Bd.2, bearb.von Schieß,T., Aarau 1937, Nr.1584.
- 19) Deplazes, a.a.O., S.214.
- 20) Ebenda, S.215.
- 21) 以下の溪谷の公証人に関する事実は、Ebenda, S.216-228.
- 22) オリヴォーネの富農、村の名士たる公証人や、ブレニオ、レヴェンティーナ溪谷の公証人については Ebenda, S.221-225 に事例が多く挙げられている。
- 23) 公証人 Guilelmus von Olivone は初歩的なラテン語教育を受け、1237 年にオリヴォーネの規約・法令を作成し、公証人の質的向上に貢献した。また紛争の和解交渉において公証人により作成された住民の証言記録では、アルプス・ロンバルディア方言による証言をラテン語に訳して記録しているように、溪谷の公証人は、バーナキュラーなオーラル・コミュニケーションとフォーマルな文書コミュニケーションを架橋する役割をも果たしたと言えよう。Ebenda, S.224.
- 24) Ebenda, S.215.

（本稿は科学研究費補助金・基盤研究(A)による成果の一部である。）